

松浦市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 文化財課

3 監査の期間 令和元年11月1日から22日間

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（令和元年9月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 出張旅費について

費用弁償および実費弁償について

- ・ 旅行諸費欄及び宿泊料欄に日数の記載がないものがあった。
- ・ 用務地及び宿泊地において「鷹島町」や「志佐町」と記載しているものが多数あったが、行政区域名を記載することとなっているため、「松浦市」と記載されたい。

(2) 備品保管簿及び備品保管状況について

- ・ 埋蔵文化財センターに配置されている「保存処理槽」について、決算書上では動産となっているが、備品管理システムでは重要備品として登録されており、整合性が取れていない。適正に整理されたい。

(3) 契約事務について

委託料

- ・ 設計金額50万円以下の随意契約において、随意契約の根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているものがあったが、第1号が正である。また、1者随意契約をしているが、その根拠となる規定の記載がなかった。適正に処理されたい。（鷹島海底遺跡現況確認調査委託業務）
- ・ 見積結果一覧表において、見積の顛末をパソコン入力しているものがあった。

(4) 公有財産使用許可及び貸付について

- ・ 行政財産目的外使用許可申請書を受理した際に文書件名簿に登載していなかった。申請書を受理した際は、文書件名簿に登載し、処理欄に経過を記載されたい。

(5) 公印等照合表

- ・ 「松浦市立福島歴史民俗資料館長印」において、松浦市教育委員会公印規則別表第2のひな形では「松浦市立福島歴史民俗資料館長之印」となっている。例規の改正若しくは公印の再調製が必要と思われる。適正に処理されたい。

(6) 現地監査（松浦市立埋蔵文化財センター）

- ・ 窓口釣銭用現金について、会計課から借用している額と現金が符合したものの、現金の一部については、別金庫で保管され、使用することはないということであった。現金の保管・管理の観点からも窓口釣銭用現金は必要最小額で運用すべきであるため、釣銭として利用する見込みのない現金については会計課へ返納されたい。
- ・ 前回の定期監査において、入館者数の把握のため、チケットの控え部分にも領収印を押印するよう指摘をし、改善されていたが、領収印の日付部分が不鮮明なものが多数存在した。鮮明に写るよう、押印されたい。
- ・ 「現金取扱員領収印 文財－2」の印面が摩耗して印影が不鮮明となっており、代わりに「現金取扱員領収印 文財－1」を使用していた。松浦市現金出納員及び現金取扱員の使用する領収日付印に関する規程第7条により、現金出納員等が領収日付印を使用する際には、領収日付印登録台帳に登録しなければならないとなっており、各領収日付印について登録はされていたが、使用者の登録変更がされていなかったため、適正に処理されたい。また、「文財－2」については、会計課と協議し、印面の張替を早急に検討されたい。

(7) その他

- ・ 発掘調査作業員の賃金支払方法について
現在、発掘調査作業員の賃金を7節「人夫賃金」で支払いをしているが、起案文書及び雇用通知書の内容からすると、雇用期間が1カ月程度継続し、勤務時間も明示していることから、日々雇用における賃金の支払い科目である人夫賃金ではなく、臨時職員として任用し、賃金を支払う方法が好ましいと思われる。地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入され、歳出科目からも「賃金」が削除されることから、今一度雇用方法について人事係と協議し、適正に処理されたい。
- ・ 松浦市立埋蔵文化財センター入館料の減免について
松浦市立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例第9条ただし書きにおいて、「教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる」となっており、減免することができる「特別な事由」の基準については内規で定めている。一部の団体においては、減免申請を受け付け、決裁を取って免除しているが、減免申請がなく免除しているものが多数であった。聞き取りにおいて、内規により減免しているということであったが、条例及び内規では「減免することができる」となっており、「減免するものとする」とはなっていないことから、減免を承認するには、利用者からの意思表示（減免申請）が必要である。規定に基づき、適正に処理されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を令和元年12月20日(金)までに文書により報告されたい。